

平成 27 年 12 月 8 日
神戸市行財政局契約監理課

その他請負契約に関する最低制限価格について

神戸市では、その他請負契約のうち「建物清掃」「警備（人的警備）」において最低制限価格を導入していますが、平成 28 年度契約分より「建物設備総合管理業務（常駐）」についても地方自治法施行令 167 条の 10 第 2 項の規定の基づき、最低制限価格を導入しますのでお知らせします。

記

1. 対象について

(1)すでに最低制限価格を導入している案件

- ・建物清掃
- ・警備（人的警備）

(2)平成 28 年 4 月 1 日契約以降導入する案件

- ・建物設備総合管理業務（常駐）

2. その他

対象業務については、指名通知書の特記事項に下記のとおり明示します。

「本件、最低制限価格あり。最低制限価格未満の者は失格とします。これにより失格となった者は、再入札以降の入札には参加できません。」